

インターネットサービス「ねんきんネット」をご存知ですか？



「ねんきんネット」とは、いつでもご自身の年金加入記録をインターネットで確認することができるサービスです。

○年金の「もれ」や「誤り」の発見が容易になります！

24時間いつでも、「ねんきん定期便」より新しい年金加入記録を確認できます。年金に加入されていない期間や厚生年金に加入した期間の標準報酬額の大きな変動など、確認したい記録がわかりやすく表示されています。

画面の指示に従って、「私の履歴整理表」が自宅で簡単に作成でき、年金記録の確認に役立ちます。

○「私の履歴整理表」で記録の確認が容易になります！

※詳しくは「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」でご確認ください。

ねんきんネットのサービス登録は http://www.nenkin.go.jp/n_net/

ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル 0570-058-555

※インターネットのご利用の難しい方は、浦添年金事務所か、西原町役場でも年金記録を確認できます。

その際に必要なものは下記のとおりです。

*本人確認できる書類

例：運転免許証、パスポートなどの「顔写真身分証明書」※写真付でない場合は、2種類以上の証明書が必要。(健康保険証、住民票の写し、印鑑登録証明書、母子健康手帳、身体障害者手帳等)

*ねんきん定期便

(平成23年4月以降に送付されたもの：サービス利用に必要な“アクセスキー”が記載されているもの)

ご注意

→ アクセスキーが不明の場合は、まず最初に上記アドレスへねんきんネットのサービス登録が必要になります。その後、約5日程度でユーザーIDが届きますので、それが届いた後にねんきんネットのご利用となります。

お問い合わせ 福祉部福祉課年金係 ☎ 945-5311 (内線 121,123)

10月保健事業日程

月日	曜日	事業名	対象者	実施場所	使用室	受付時間
10/5	水	ベビースクールⅠ	H23.4.5 生まれ～H23.6.6 生まれ	中央公民館	調理・和室	13:30～
10/9	日	あがりティーダウォーキング	関心のある方	あがりティーダ公園		8:00～
10/12	水	ベビースクールⅡ	H23.4.5 生まれ～H23.6.6 生まれ	社会福祉センター	大広間	13:30～
10/15	土	住民健診	未受診者	中央公民館	ホール	9:00～10:00
10/20	木	3歳児健診	H20.6.1 生まれ～H20.6.24 生まれ	中央公民館	ホール・控室・和室・幼児室	13:30～14:15
10/20	木	ベビースクールⅢ	H23.4.5 生まれ～H23.6.6 生まれ	坂田児童館	プレイルーム	10:00～
10/24	月	BCG	3ヶ月～6ヶ月未満	沖縄県総合保健協会		15:30～16:00
10/26	水	ベビースクールⅣ	H23.4.5 生まれ～H23.6.6 生まれ	西原町図書館		13:30～
10/27	木	1歳半健診	H22.2.9 生まれ～H22.3.12 生まれ	中央公民館	ホール・控室	13:30～14:15
11/10	木	3歳児健診	H20.6.25～H20.7.20 生まれ	中央公民館	ホール・控室・和室・幼児室	13:30～14:15
11/13	日	あがりティーダウォーキング	関心のある方	あがりティーダ公園		8:00～

西原町給水工事指定店 水まわりの非常事態には

(有)ゆいまーる水道

年中無休 見積無料 ☎ 0120-049-939



《北那覇税務署からのお知らせ》

～年末調整等説明会について～

年末調整及び法定調書等の作成の仕方に関する説明会を下記のとおり開催します。

開催日	時間	会場	対象市町村
11月16日(水)	10:00～12:30	沖縄コンベンションセンター (劇場棟)	浦添市、西原町

- ご出席の際は、「出席票」、「年末調整のしかた」等の関係書類をご持参ください。
 - 関係用紙の不足については、出席票に必要部数をご記入の上説明会会場でお受け取りください。
- ※年末調整関係書類の送付は、10月下旬を予定しています。

★関係用紙については

- ・税務署総合窓口でも配布しています。(郵送による配布は行っていません)
- ・複写式でない用紙については、コピーを使用することもできます。
- ・国税庁ホームページ【<http://www.nta.go.jp>】から様式を出力して使用することもできます。

お問い合わせ

北那覇税務署 (代表番号)098-877-1324

※説明会会場へのお問い合わせは、ご遠慮ください。

※会場駐車場及び臨時駐車場には限りがありますので、公共交通機関をご利用いただきますようご協力をお願いします。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます。 ～年末調整・確定申告まで大切に保管を！～



- 国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告で全額が社会保険料控除の対象となります。(その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が該当)
- 社会保険料控除を受けるためには、支払ったことを証明する書類の添付が義務付けられています。平成23年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付した方に対し、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が10月下旬から11月上旬までに日本年金機構から送付されます。年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(又は領収証書)を添付してください。
- ご家族の国民年金保険料を納付した場合も、納付した本人の社会保険料控除の申告に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付して申告してください。

お問い合わせ：浦添年金事務所 ☎ 877-0511

◆ゲートキーパー養成講座を行いました◆

自殺の大きな原因のひとつとされるうつ病を正しく知り、自殺対策の推進を図るため、ゲートキーパー養成講座が7月4日、22日、8月24日の3回にわたって民生委員を対象に実施されました。

ゲートキーパーとは直訳すると「門番」という意味になり、自殺のサインに気づき、自殺の危険性のある人を早期に発見し、話を聞き、適切な相談機関へつなぐなどの適切な対応をする人のことをいいます。

1回目の講座は南部医療センターの井上幸代氏を講師に「うつ病の理解と対応」について、2回目は沖縄総合事務局の玉那覇良江氏らを講師に「借金・経済問題を抱える人への支援」について、3回目は県立看護大学の渡久山朝裕氏が「より望ましい援助関係をつくるために」について講演しました。

講座を受けて民生委員からは「知識を深めることができてよかった。」「重大な問題で難しさを感じた。」などの様々な感想があり、自殺予防について一定の理解が得られました。

